

2023年度 税制改正大綱の概要

23-001号
通巻:0240

2022年12月16日に、自由民主党・公明党両党より2023年度税制改正大綱が公表され、同年12月23日に閣議決定されました。今回は個人所得課税に絞って、ご紹介いたします。(裏面はその他改正各論要旨)

個人所得課税

⑧ NISA抜本拡充で中間層の資産形成促進

- 改正後は、積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象にした「つみたて投資枠」と、上場株式等への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」の2本立てとし、**両枠を併用可能**とする。
- 若年層から高齢期まで、長期に継続的な資産形成を行えるよう、**非課税保有期間は無期限化、口座開設可能期間は恒久化**する。
- 年間投資上限額については、「**つみたて投資枠**」が120万円、「**成長投資枠**」が240万円に拡充。

【参考1】NISA制度の改正案の概要

	現行 (2023年未まで)		改正案 (2024年1月から)	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
併用の可否	併用不可、いずれかを選択		併用可	
年間投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化	
生涯非課税限度額 (総枠)	800万円	600万円	1,800万円	1,200万円 (内数)
口座開設可能期間	令和24年まで	令和5年まで	恒久化	
投資対象商品	積立・分散投資 に適した一定の 投資信託	上場株式・ 投資信託等	積立・分散投資 に適した一定の 投資信託	上場株式・ 投資信託等



⑨ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

- ・(基準所得金額－3.3億円)×22.5%が、基準所得税額を超える場合、その差額相当の所得税を課す。
- ・改正理由: 高所得者ほど低税率である株式等や土地建物の譲渡所得が多いため
- ・適用時期: 2025年分以後の所得税について適用

⑩ 防衛力強化にかかる財源確保のための税制措置

- 現行: 復興特別所得税: 基準所得金額×2.1% (課税期間:2037年12月31日まで)
改正: 上記2.1%→1.1%へ引き下げ課税期間を延長。新たに基準所得税額×1%の付加税を課す。
- ・適用時期: 2024年以降の適切な時期

⑪ 年末調整に関する見直し

- ・「給与所得者の扶養控除等申告書」について、前年と申告内容に異動がない場合は、異動がない旨の記載により、個別の記載は不要とする。

資産課税

⑩減 相続時精算課税制度の見直し

- ・相続時精算課税制度における基礎控除(年110万円)が創設
- ・適用時期: 2024年1月1日以降の贈与に適用

⑩増 相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長

- ・相続財産に加算する生前贈与の期間を、3年⇒7年に延長する
- ・適用時期: 2024年1月1日以降の贈与に適用

⑩増 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し・延長

- ・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 ⇒課税強化し3年延長
- ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 ⇒課税強化し2年延長
- ・適用時期: 2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税・贈与税に適用

法人課税

⑩延 中小企業者等に対する軽減税率の延長

- ・中小企業者等の念所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%(本則19%)
- ・適用時期: 2025年3月31日までに開始する事業年度(2年延長)

⑩延 中小企業向け投資促進税制の延長

- ・中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制の2年間延長。
- ・適用時期: 2025年3月31日までの間に事業のように供した資産に適用

消費課税(インボイス制度)

⑩減 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

- ・免税事業者が課税事業者を選択した場合、売上に係る消費税額の2割とする。
- ・適用時期: 2023年10月1日～2026年9月30日までの日の属する各課税期間において適用

⑩減 中小事業者の少額取引に係る事務負担の軽減措置(課税仕入税込み1万円未満の取引)

- ・以下に該当する事業者の1万円未満の経費等について、帳簿の保存のみで仕入税額控除可。
 - 2年前(基準期間)における課税売上高が1億円以下の事業者
 - 1年前の上半期(特定期間)における課税売上高が5,000万円以下の事業者
- ・適用時期: 2023年10月1日～2029年9月30日までの課税仕入れについて適用

⑩減 返還インボイスの交付義務の見直し

- ・1万円未満の値引きや返品等について、個別にインボイスを交付する必要がなくなります。
- ・適用時期: 2023年10月1日～すべての事業者に適用。

⑩減 適格請求書発行事業者登録制度の見直し

- ・登録期限の2023年3月31日を超えても、「困難な事情」の記載も不要で申請可能になります。

参照: 財務省「税制改正の大綱」、「税制改正の大綱の概要」

～コメント～

今回の内容は、制度の概要を列挙したものであり、細かい要件や手続き等がありますのでご注意ください。各論の詳しいご説明は、次号以降でご紹介させていただく予定です。

クラージュ総合会計事務所 水川 亮